

大蔵委員会議録第七十五号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)  
午前十一時二十七分開議

出席委員

- 委員長 佐藤 重遠君
- 委員 長 長規君 理事 佐久間 徹君
- 理事 松尾トシ子君
- 有田 二郎君 島村 一郎君
- 清水 逸平君 吉米地英俊君
- 夏堀源三郎君 宮崎 靖君
- 高田 富之君 深澤 義守君
- 久保田鶴松君 中野 四郎君
- 出席政府委員
- 大蔵政務次官 西村 直巳君
- 大蔵事務官 東條 猛猪君
- (主計局長) 石田 正君
- 大蔵事務官 酒井 俊彦君
- (理財局長) 河野 通一君
- 大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君
- 大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君
- 大蔵事務官 (銀行局長) 大月 高君
- 委員外の出席者
- 大蔵事務官(主計局長) 藤田 茂君
- 大蔵事務官(理財局長) 宮川新一郎君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君
- 大蔵事務官(銀行局長) 横山 正臣君

五月二十四日

簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四一号)  
資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四二号)

第一類第六号 大蔵委員会議録第七十五号 昭和二十七年五月二十四日

法律案(内閣提出第二四二号)

同月二十三日

金融機関従業員の給与に対する大蔵省の干渉及び統制の排除に関する請願(佐久間徹君紹介)(第三〇四五号) 公認会計士法の一部を改正する法律案に関する請願(田中啓一君紹介)(第三一三五号)  
の審査を本委員会に付託された。

同日  
国民金融公庫貸付金割当に関する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒治)(第一九四三号)  
葉たばこ収納取扱所の整理統合に関する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒治)(第一九四四号)  
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一二一三号)  
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第一九〇号)  
昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出第一九七号)  
接取貴金属等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二三二号)  
貴金属管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)(参議院送付)  
日本品の輸入関税に関する件

〇佐藤委員長

これより会議を開きます

講義の審査に入ります前にちよつとお諮りいたします。去る二十日日本委員

会においで夏堀委員から米国の関税政策に關し、日米経済協力の線が堅持する意味において、アメリカ政府あるいはその他の機関に対して適当にこれを懇請すべく、委員長に対し特段の御処置をお願いしたい旨の御発言がありました。これがこのときの速記録にたゞいまお手元に印刷物として配付してありますので、書類によつてごらん願うこととし、委員長といたしましては理事諸君と協

議の上、次の決議を本委員会で御協議願ひ、議長に報告してアメリカ政府並びに關係機關に対し、伝達方を依頼いたすことに決定いたしました。

次にその決議案を朗誦いたします。

日本品の輸入関税に関する件

現在アメリカ合衆国において採られたつある日本品の輸入関税の引上げについては、日米間の友好的経済協力が日米相互の利益となることに鑑み、本委員会はアメリカ合衆国が、急速に、好意ある取扱をされることを要望するのである。

右決議する。

本決議を委員会の決議として決定し、議長に報告の上、米因政府その他の關係機關に伝達方を依頼することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇佐藤委員長

御異議ないようです。さらさら決定いたします。

告書の件につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

〇佐藤委員長 次に長期信用銀行法案、貴金属管理法の一部を改正する法律案、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、接取貴金属等の数量等の報告に関する法律案の五法案を一括議題として、質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。有田二郎君。

〇有田(二)委員 長期信用銀行法案について、銀行局長に御答弁をいただきたいと思ひます。昨日の委員会で大体の線が出たわけですが、昨日も申し上げましたように、拓殖銀行なり勸業銀行が商業銀行として片方でやりながら、片方で債券を出して行くといふことは二足のわらじである。これは他の銀行に比べて、ましてアンバランスで、これは断固として排斥いたしまして、一足のわらじにすべきことはもちろんであります。結局商業銀行として將來成り立つて行くことにつきまして、昨日拓殖銀行の方々に私が質問をいたしました要旨につきましては、当時銀行局長もおられましたお聞きになつておられる通りであります。ここで大きく問題になるのは、日本銀行との關係とそれから銀行支店設置の問題であらうと思ひます。私の調査いたしました状態では、大体東京におきまするA級銀行の支店を調査いたしますと、一番少いのが三和銀行で二十四店でございます。それから大阪におきまするやはりAクラスの銀行の支店の一番少いところは、第一銀行で十二という数字です。それに対して現在の勸業銀行の支店を調べてみますと、東京におきましては十一店であり、それから大阪におきましては六店でございます。こういうような状態が市中銀行として、商業銀行として差して行くのにつきましては、現状のそれらの最低線を持たなければならぬ。しかも御存じの通りに第一銀行は東京に本店を持ち、三和銀行は大阪に本店を持つて居るのでありますから、東京における二十四以上でなければなりません、また大阪の十二以上でなければならぬと考えられるのであります。これに対する銀行局長の御所見を伺ひたい。

〇河野(總)政府委員 長期信用銀行法案を御議決いただきましたので、それが施行されましたあかつきにおきましては、お示しのようにおそらく勸業銀行及び北海道拓殖銀行は商業銀行に転換することになる。その場合におきまして、精肉預金に營業の資源をもつばら仰ぐというところに相なるわけでありませうから、預金というものがお話のように店舗に依存する度合いが非常に大きいということも、十分考へて参らなければならぬことであると思ひます。現在の勸業銀行は、御承知のように従来の戦争中からの古い特殊銀行としての勸業銀行を、そのまま引継いで

〇佐藤委員長

これより会議を開きます

参りました関係上、店の配置等は必ずしも商業銀行の店の配置に適合いたしてゐるとは申しがたい。これらの点につきましては十分に考慮をいたしまして、この転換にあつて、大都市商業銀行としての勸業銀行が、営業上財産上におきましても、また資金量におきましても成り立つて参らなければならぬ、かように考えております。その点におきまして、今具体的にお示しのように、東京に本店を持つてゐる大銀行の東京における店の数、あるいは大阪に本店を持つておられる大銀行の東京における店の数、少くともその程度

でこの問題の解決をいたしたいと考えている次第であります。  
○有田(二)委員 銀行局長は、自分の方で債権を打ち切る時は、一日も早いことがいいというふうな打ち切りの方へ非常に努力しているが、商業銀行として発足するの最低限のものは私が必要だと思ふ。三和銀行は大阪に本店があつて大阪には相当の店を持つてゐるが、東京では非常に少く二十四より持つてない。その最低限よりも上にしてやつてくれという私の話は、これは私は当然だと思ふ。それからまた第一銀行は東京では支店がたたくさんあるが、大阪にはたつた十二よりない。その十二の最低限よりも上にしてやつてくれということが、必ずしもその必要がないというところは私は当然と思ふのですが、もう一ぺん御答弁を願ひたい。  
○河野(通)政府委員 第一銀行と勸業銀行と比較いたしますと、勸業銀行は今過渡的な状態にありますので、必ずしも今の状態をそのまま預金銀行として比較するということは、適当でないと思ひますが、預金量から申しましても、御承知のように大阪における店は、勸業銀行の方が第一銀行の大阪における店よりも多くなければならぬという点には、必ずしもならぬと思ふのであります。店舗の配置につきましても、大阪とか東京というふうな大都市に集中をいたして参りますことがいいのか、あるいは勸銀等は昔からの取引の状況等もありますので、やはりある程度地方の都市等に分散した形でもつて行くのがいいか、この点につきましてもおの／＼その銀行の性質等も十分考へて参らなければならぬ。私ども

もは大銀行の店があまり地方に出て、地方の銀行の業務を圧迫するという点になりましますことは、これはまた行き過ぎになつてはいけないということ、店舗の配置につきましても十分な調整を加へているのでありますけれども、同じ大銀行におきましても、やはりそこにはおの／＼からニュアンスがあるわけでありまして、東京なり大阪なりに店舗の配置の数から行きて、非常にウエイトを重く置いている銀行と、同じ大銀行のうちでも、やはり東京、大阪にもちろん重点はありますけれども、地方都市にも相当足場を持つて活動いたしている銀行もあるわけでありまします。これらの点につきましてもやはり各大都市の銀行の業務の性格と申しますか、そういう特色を十分生かして行くことが必要であらう。非常に失礼な申し分でおしかりを受けるかもしれませんが、必ずしもこの問題はそうしやくし定規に、第一銀行の大阪の店の数よりも多くなければならぬというふうな、割切つて考へることが適当であるかどうか、しばらく研究をさせていたいただきたい。御趣旨の点は十分伺つておきます。  
○有田(二)委員 この点は法案を通す上において必要なことです。そう簡単にまかせられぬのです。長期信用銀行法案を通す上において、あと勸銀が商業銀行としてうまくやつて行けるか、どうかということについて関心を持つのはあたりまえのことです。お尋ねしたのは、三和銀行の大阪における支店の数と東京における支店の数、第一銀行の東京における支店の数と大阪における支店の数、これをお示し願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。第一銀行の東京における支店の数は三十一であります。大阪における支店の数は今お示しがありましたように十二であります。三和銀行の東京における支店の数はこれもお示しがありましたように二十四、大阪における支店の数は五十二、こういうことに相なつております。  
○有田(二)委員 そうすると私が今申し上げたのは、三和銀行が大阪では支店が五十二あつて東京に二十四ある。第一が東京で三十一あつて大阪が十二である。これは両方とも大阪、東京における最低線のところから見て参つたのであります。これに對して勸銀がどういう要求をいたしているか知りませんが、この両方の最低線以上のところに許可をいたすべきだ。三和銀行にしましても、かりに最低線としましたら東京が二十四である。その場合は第一銀行は東京が三十一だ。ですから三和銀行の例を見ますと、大阪に五十二店があつて東京に二十四店。従つてこの最低線の東京二十四、大阪十二の上を行くべきであるという私の考へ方が、間違ひであるという結論には私は納得できない。これははつきりして申したい。おそらく勸銀は商業銀行として好んでいないのです。きのうの答弁にある通りそれを好んでいないけれども、われ／＼が国会においていろいろ商業銀行と債券と両方二重のアンパランスなこともやることはいけないというところを、私は予算委員会でも再々大蔵大臣にこの点をつき、また大蔵委員會においてもこの点を私は大蔵大臣についておつた。その他の原因もあつたでしょうが、ここに長期信用銀行法

案というものが出来たのは、まことにけつこうなことであります。長期信用銀行法案の通ることを、われ／＼は大いに歓迎するのであります。一方に商業銀行を好んでおられない勸銀のことが一つあるわけですが、この銀行が將來においてやつて行けるという見通しがつかなければ、この法案を通すことはできぬのです。それは当然のことです。ですからそれに対するあなたの考へ方、少くとも最低以上のところに目を通してやることは、私は当然の義務であつたと思ふ。第一が東京が三十四で大阪が十二、三和が大阪が五十二で東京が二十四というところになります。私は勸銀がどういう要求をしておられるか知りませんが、おそれるよりこれより以下の問題であらうと思ふ。たとえば東京に支店があるといひましても、今勸銀が東京にお店があるのは十一であります。従つて東京における第一銀行の三十一までにしてしまうと、二十の支店をふやさなければならぬことになるわけですから、そんな二十も支店をふやすというところは、おそらく勸銀としては考へえにはならないだらうと思ふが、しかし少くとも最低の線である三和銀行の二十四以上は——これは東京に本店があるのですから、大阪に本店がある三和銀行が東京に二十四ある。それより以下の支店であるということ、私は考へられないのです。また大阪における第一が十二であれば、少くとも十二かその辺の線までは私は持つて行くべきだ、こう思ふのですが、さらに御答弁をいたしたいと思ひます。  
○河野(通)政府委員 長期信用銀行法が施行されました、勸業銀行がかりに

商業銀行に転換いたすというふうなこ  
とになりまして、商業銀行とし  
て成り立つて行くように、店舗の点  
について、また経営の点についても十  
分に考えられる必要があります。私ども  
は、御指摘の通りであります。私ども  
も行政上許された権限の範囲内におい  
て、極力商業銀行として成り立つて行  
くようにして参りたいと思っております。  
しかし有田先生のお言葉に返す  
ようであります。店舗の問題は、必  
ずしも都市、特に東京とか大阪の大都  
市の、他の銀行の店舗よりもどうして  
も多くなければならぬ、最低線は必  
ず持たなければならぬということに  
は、私は必ずしも思いません。

先ほどちよつと言葉が足りないよう  
でしたが、申し上げましたように、銀行  
の店舗は、御承知のように第一銀行は  
今全国で八十七の店舗を持つておりま  
す。三和銀行は非常に多いのでありま  
すが、百八十七というふうになつてお  
ります。勸業銀行は現在百五店舗を持  
つておりまして、第一銀行に比較いた  
しますれば、店舗の数は多いわけであ  
ります。これは先ほどもちよつと申し  
上げましたように、おの／＼その銀行  
の性質からいまして、大都市に非常  
に集約的に店舗を配置いたしてありま  
すものと、比較的地方的の都市に分散  
いたしてありますものと、同じ大都市  
銀行においてもあるわけでありまし  
て、これらの点も十分考えてやらなけ  
ればならぬ。必ずしも東京と大阪の店  
舗の数だけを押えるわけにも参りませ  
んの、日本全体としての店舗の数を  
まず頭に置きながら、その中で東京と  
大阪にどの程度のウェイトを置いて行  
くか、これは各銀行によつてみな違ふ

わけでありまして。既存の商業銀行、ブ  
ローの商業銀行の大都市銀行におき  
ましても、おの／＼東京、大阪とその  
他の地域における店舗の数のウェイト  
というものは、それ／＼違つて来てお  
るわけでありまして。これはやはり同じ  
大都市銀行でありまして、その特色  
を生かして行くということが考えられ  
なければならぬ。しかしいづれにいた  
しましても、勸業銀行がかりに商業銀  
行に転換いたしました場合には、今の  
店舗数では支障を来す、少くとも十分  
でないという事は、これは有田さん  
のおつしやる通りだと思ひます。特に  
その点で一番大きい問題は、やはり東  
京とか大阪の大都市における店舗の配  
置が、やや手薄であるということも私  
は同感であります。しかし、具体的に  
その店舗の数を幾らにするかという点  
につきましては、今にわかにかこで私  
から御説明を申し上げることは、なか  
なかむずかしいのであります。御趣旨  
の点は十分わかつておりますし、そう  
いうふうな考え方で今後は進めて参り  
たいと思ひますけれども、問題は程度  
の問題であらうと思ひます。重ねて申  
し上げますが、勸業銀行としてこれが  
商業銀行になりました場合には、日本  
全体における店舗の数もやや不足であ  
ります。それから特にこの中でも、東  
京、大阪については店舗の数が不足  
たしてある。従つて今後商業銀行プロ  
パーになりました場合には、できるだ  
けその点に十分なる考慮を払ひまし  
て充実ははかつて参りたい、かように考  
えている次第であります。

○有田(二)委員 お尋ねしたいのは、  
東京における市中銀行の一番お店の少  
いのは、おそらく第一銀行の三十一  
やないかと思つておりますが、どんなもの  
でしよう。

○河野(通)政府委員 東京に本店を持  
つております銀行の、東京における  
店では、第一銀行の三十一が一番少  
いわけでありまして。

○有田(二)委員 従つて銀行局長のお  
話によると、東京の第一銀行が三十  
一だから三十一以上にしなければなら  
ぬという意見ならば、あなたの話も  
私は納得できる。しかも第一のお話  
が八十七より少ないことは、帝国銀  
行と第一が近くわかれたということに  
も原因して、地方の方に少い。勸業銀  
行は御存じの通り各県庁の所在地に  
つたのかもしれないけれども、とに  
かく全部ある。東京に店舗の一番少  
くともこの線までは持つて行かなけれ  
ばならぬという意見ならば、私はあな  
たのお話は納得できると思ふ。しかし  
私の申し上げているのは、大阪に本店  
があり、店舗が五十二あつて、東京に  
支店が二十四ある三和銀行の線と、第  
一銀行の三十一の店との間において、  
支店の設置が許可されるべきものであ  
る、こう私は考えるのです。これは無  
理を言つてゐるのではない。当然長期  
信用銀行法案が通つたあとの問題につ  
いて、大体支店のあり方について私た  
ちが聞くのはこれはあたりまえのこと  
だ。それからまた大阪においても、第  
一銀行が十二であれば、その十二を前  
後したところのものを勸業銀行に持た  
せるといふことは、これは無理な話じ  
やないと思ひます。もう一べん銀行局  
長の御答弁を伺ひたい。

○河野(通)政府委員 御趣旨の点はよ  
くわかるのであります。具体的に店  
舗の数を、必ず東京においては少くとも  
二十四、三十一の間、大阪において  
は第一の十二以上というふうな、数と  
してはつきりここで約束を命ぜられて  
も、なか／＼私としては実は御答弁が  
むずかしいのであります。これは辛直  
におわびを申し上げなければならませ  
んが、先ほど申し上げましたように、  
東京、大阪の勸業銀行の店舗の数は少  
い。現状においてはこれが商業銀行ブ  
ローの形になつた場合には少い。従  
つてこれは商業銀行として、しかも大  
都市の商業銀行として成り立つて行く  
ように、店舗の配置については十分考  
える。ただ具体的に、それでは幾つ  
の店舗を認めるか、こういうふうな点に  
つきましては、ただいまとしてまだ十  
分なるお答えができない。非常に申し  
訳ないのではありませんが、お許しをいた  
だきたいと思つております。

○有田(二)委員 銀行局長の苦衷はよ  
くわかりますから、あまりつつ込んで  
は言いませんが、常識で考えてさうい  
うことが言えるわけなんです。勸業銀  
行として出発させるのならば、商業銀  
行の最低の線が三十一ですから、三十  
一の前後のものを許可してやつてくれ  
という事は私は言ひ得ると思ふ。し  
かも大阪の三和の東京に支店を持つ二  
十四の線と、第一の三十一の線とのま  
ん中くらいが私は妥当なところじやな  
いか。これは長期信用銀行法案を通す  
のですから、約束はしてやらねえとい  
ふも、大体そんなところでしようとい  
言つてもらわなければ、心配でわれお  
は法案を通すわけには行かぬ。いま  
で三百億からの債券を扱わしておい

て、びしやつと打切つて、その銀行を  
商業銀行としてあすから出せよとい  
つてやらせるのですから、アンバラ  
ンスだからいけないという支店をきめ  
る以上は、あと商業銀行としてやり得  
る最低の線——ですから第一銀行が三  
十一だから三十一以上にしろという私  
の意見と同じなら、あなたの御答弁も  
私は当てると思ふ。あなたはなるべく行  
政府の権限に、立法府がくちばしを入  
れてもらつては困るというお考えだろ  
うと思ひますが、これは当然長期信用  
銀行法案を通す附帯的な条件です。最  
低の線を私は確保すべきであると思  
ふ。かような考えを持つておるので、  
必ずしも上つての御答弁は必要ない。  
私の申し上げる第一の三十一とそれか  
ら三和の二十四との中間のところ  
で、何とか考えてもらいたいというこ  
とが一点と、それから大阪における第  
一の十二という数が出ておるから、こ  
れと前後したところで十分なる御考慮  
してやつてもらいたいという私の希望  
に対して、十分御趣旨に沿うように最  
善の努力をいたしたいという御答弁を  
得れば、私はこれで了承したい。銀行  
局長のさらに御答弁を求めます。

○河野(通)政府委員 おしかりを受け  
たのであります。御趣旨は十分にお  
かりですので、できるだけ努力したい  
と思ひます。

○有田(二)委員 質問を終ります。

○宮崎委員 ただいま有田委員の質問  
を承つております。なか／＼結論に  
到達しないようですが、すでに長期信  
用銀行法案も、これは仕上げの段階に  
入つております。参考人の意見も聞き  
ましたし、おおむねの見当はついたわ  
けであります。私は第一番にこの法律

三

案の配付を受けたとき感じましたこと  
から、少しお尋ねしてみたいと思いま  
す。長期信用銀行法というものは、他  
の法令に比べて、相互銀行などは十九  
條から二十條くらいしかないのありま  
すが、これは二十二條ばかりあるので  
あります。普通銀行は三十何條、こう  
いうことでありまして、内容の是非善  
悪はしばらく別といたしまして、この  
法律に基づきまことは、大きな部面、  
大部分といつてもいいくらいが、行政  
運用という行政措置にゆだねられる  
ところの法律だといふ感じがいたした  
わけです。従いましてこのままの法文  
そのものの、法律そのものの解釈より  
も、むしろどうしてやつて行くのだと  
いうことの方に重点があるがとき感  
じを、初印象として持つたわけです。  
あまりあつさりした長期信用銀行法  
で、もつと丁寧に法律に書きそなな  
ものだ、こういうふうな感じがしたの  
であります。しかしながらその後審議を  
續けて参りますと、一応この観念は薄  
らいで参つた。ところがたゞいま有田  
委員の質問等を伺つておきますと、な  
かなかむずかしい法律だ。やはりどの  
法律もそうでありましよう。いづれ政  
令なり省令なりというもので補足し  
て、運用をなさるといふことはこれは  
必然であります。しかしほんとうの精  
神はなるべく委任立法的なものはやめ  
まして、法律の上に明文を表わしてい  
たいというのが、現在の立法院として考  
え方であらうと思ひます。そうしま  
す、すべてどういふ取扱いをするのだ  
かといふようなことは、究極までひと  
つ確かめて参らないと、なか／＼簡單  
な法律の條文だけに贅意を表すること  
はできない。(その通り)そつういふこ

とになるのではなからうか。せつかく  
忘れておりましたことが、有田委員の  
質疑応答の中におきまして、また私の  
頭の中に芽ばえて参つたのでありま  
す。もしこれを単純に通過成立せしめ  
た場合において、われ／＼がひそかに  
期待しておりましたような方向とは違  
つた運用をされたら仮定いたしますな  
らば、われ／＼の購決といふものは、  
あるいは国民あるいは世間の期待にそ  
むくのではなからうかといふ心配が濃  
厚になつて参つた。支店設置の問題等  
はまつたくこれは技術的なものであ  
り、しかもその土地の事情及び全体の  
金融機構といふことも、金融構造とい  
つた方が当るかもしれないが、そつう  
いふものから大乗的に大蔵省が考へるべ  
きものでありまして、算術的な数字を  
もつて云々すべきではなからうかと存  
じます。しかしある程度のもつを認  
めて行くといふ——相當数のものは、  
どうせやるならやらなければならな  
い。もしそれに不適格なものなり、あ  
るいは金融行政の上に無用な摩擦を  
生ずる、いわゆる自由競争の弊害とい  
うものが助長されるのだといふため  
に、これを押えなければならぬとい  
ふ特殊事情が出て来た場合は別であり  
ますが、通常の観念においてはこの程  
度は認めて行く方針であるといふよう  
なことは、むしろはつきり言われた方  
が私は感じとして非常によいのであり  
ます。しかしこれは有田委員の質問で  
ありますから、私がかつてそれを取  
上げて結論を得ようといはたさないの  
であります。そこで運用といふ面を  
配慮してみますと、なか／＼問題が  
あります。昨日の参考人の意見により

まして、実施期日を明年の四月一日  
以後にしたら妥當である、さ  
もなければ、全般的に法の精神はよい  
が、時期尚早である、こつういふよう  
な言い方があるやうであります。尙早と  
いふ意味はどういふ含みをもつておつ  
しやるのかと、私は参考人に反問いた  
しましたが、さつぱりそれに該當する  
答えが実はなかつたのであります。あ  
くまで参考意見でありますから、究極  
までせんで詰める必要がありませんか  
ら、それでとどめておきました。一  
体銀行局としてどう考へておるか。私  
どもが尙早であるといふことを緩和し  
てやる場合には、さしあつては対象  
が勸業銀行と北拓であります。こつう  
いふものは預金銀行として存続するの  
だといふことは、参考人がはつきりと申  
し述べておりました。しかしながら一  
面においては長期信用銀行にも協力を  
惜しまない、こつういふ言葉を言つてお  
ります。その協力といふのは何かみづ  
から設立するといふ準備があるといふ  
意味か、あるいは他にできたもの、複  
数を認めるといふことにならぬと思ひま  
すが、他に設立されることも考へられ  
る。それに何かひとつ参加でもしよ  
うといふか、その点ははつきりいたしま  
せん。しかしわれ／＼が施行の期日を  
相当延ばすべきである。たとえは曆に  
よります昭和二十八年四月一日といふ  
ようなことにこだわらずとも、延ばす  
べきだといふ観念は、もし勸業銀行な  
り北海道拓殖銀行なりが、現在の銀行  
は預金銀行として存続させるが、別に  
長期信用銀行をつくりたいのだ。こつ  
ういふような希望があつたといはします  
ならば、その方法として一番何がよ  
いかを順次考へて行きますと、いろ／＼

な方法があります。たとえて申しま  
す、勸業銀行に対して、別にまた資本  
金五億円を越えませず要件を持つてお  
りますところの単なる普通銀行の設立  
を免許いたしまして、そつうしてまだ実  
施せられるまでは債券発行の能力が残  
つておるのでありますから、これに債  
券の発行をいたさせる。しかも進んで  
預金部資金等をもつて、これはいわゆ  
る金融債として消化して参りまして、  
そつうしてこの法律を施行いたします場  
合においては、附則の規定におきまし  
て移行を認める、こつういふようなこと  
をいたすためには、相當法律の公布か  
ら実施の期間を置くといふことが、妥  
當であるといふりくつになるのであり  
ます。こつういふ方法は一つの移りかわ  
りのために考へられる構想でありまし  
て、こつういふことを、いやそつういふ新  
銀行は、商業銀行として残らうとする  
勸業銀行のほかに、もう一つの預金銀  
行としての設立は免許しないのだと、  
大蔵省が行政方針としまして決定いた  
したとするならば、この移りかわりの  
方法は運用されなれないことになる。しか  
しながら今の日本勸業銀行のほかに、  
もう一つ新勸業銀行と言つてもよろし  
い普通銀行を設立する。しかも債券を  
発行する法律の効果のある間に債券を  
発行する。しかもこれを預金部資金等  
によりまして消化せしめることを援助  
してやる。その銀行がかりに一月一日  
までにできましてそつういふ行動をす  
る、そつういふ場合におきまして、今度  
は一月一日に長期信用銀行法が施行せ  
られた場合に、ただちに移行さしてや  
るならば、こつういふような取扱いが  
できると思ひます。すでに前段の質問に

おきまして、紙の債券の承継といふも  
のが法律にはきめてありますけれども、  
も、事実上困難であるといふことは、  
政府御当局も認められたわけでありま  
す。法律的にも實際的にもこれは行わ  
れるべきではない。しかしこつういふこ  
とも行われ得るといふことを規定して  
あるだけであるといふ御答弁でありま  
すから、その点は満足したわけであり  
ます。従いまして、紙の債券の承継が  
できない。三百億からの債券を順次返  
して行かなければならぬ。そして返  
した後に普通銀行として差足できる現在  
の勸業銀行であります。しかも別に長期信  
用銀行を設立いたしまして、そして今  
までのお得意様に対しまして長期部門の  
サービスを續けて行こう、こつういふ構  
想があると昨日の参考人の意見の中か  
ら察知しました場合においては、ただ  
いま私の申し述べましたような移りか  
わりの運用といふことは、必ずであら  
うと思ひます。従いまして、こつうい  
ふ場合に暫定的な新銀行を設け、それを  
附則の第二項でありますか、二項の規  
定によつて移りかわりをさせるとい  
ふ御用意があるかどうか。この点を  
はつきりさしていただきたいと思います。  
○河野(通)政府委員 この法案が実施  
をされますまでの経過的な問題の前  
に、先ほど有田さんからお話がありま  
したが、店舗の問題について一言申し  
上げておきたいと思ひます。  
実は私あまりはつきりは申し上げら  
れないのであります。店舗の敷につ  
きましては、実は大都市銀行の大都市  
における店舗の数が多過ぎるといふ説  
が現在あります。特に場所についても

大銀行の店舗が並んでおるのではない、非常にむだであるというより、意見も実は出ておるわけでありませう。これらの点につきましては、私も十分その点には留意し、大都市銀行の大都市における店舗の配置につきましては、相当考へて参らなければならぬ点もござりますので、今後対象としてこれはお約束できないという事を申し上げたので、これは有田さんにお答え申し上げたようなところで、ひとつごかんべんをいただきたいと思いま

す。次にこの法律が公布されました後において、新しい銀行、長期信用銀行の移りかわりの問題についていろいろな構想があるではないか、これがために、日には何も四月一日と限らないにしても、相当準備の期間もいえるではないかというお話であります、この点はまさにごもつともだと思ひます。従いまして、普通の法案では大体公布の日から一箇月とか、あるいは二箇月とか、そういうところで施行されるのであります、この法案におきましては、そういう点も十分考慮いたしまして、公布の日から一年以内に施行する。一年以内と申しますのは、半年で大体準備ができるか、あるいは九箇月かかるか、あるいは三箇月でできるか、その辺は実は今後法律が公布された後における準備の進行状況によると思ひます。私もこの施行の期日を早めることによつて、無理をして新しい銀行制度に移りかかつて参ります経過におきまして、非常な摩擦あるいは支障を起すようなことは絶対にいたさないように、できるだけ円滑に行くようにして参りたいと考えております。その

ために必要な施行までの期間は、十分に置いて参りたいと考えておるのであります。

それから今勸業銀行の例が実は出たわけでありませう、ある銀行が今後長期信用銀行になる。それまでの間に普通銀行法に基づく銀行を一応設立して、これを免許する。そして債券発行法による債券の発行を認めながら、この法律の施行されたときにおいて、それが長期信用銀行に移行するというような構想が考えられないかというお話であります、この点はいろいろな方法のうちの一つとして、まさに考えられる方法であらうと思ひます。私も必ずしも唯一の方法とは考えませんが、そういう方法は十分考えられる方法であらうと思ひます。ただ今具体的にそういう方法は必ず認めるといふことは、なか／＼むずかしいのであります、実は法案もまだ通過いたしておりませんので、具体的にどういう計画がありますか、少くともまだ公式的には私も何一つおらぬのであります、この法案が通りまして公布となりまして、この法案が通りまして公布となりまして、その点については、私どももいたしまして、そういう具体的な申出がありました場合には十分好意的に考へて、この移りかかわりの円滑なる実施に資したいつもりでおります。この点ははつきり申し上げられると思ひます。

○官廳委員 まで支店の点については割切れないようでありませう、私はそれに思ひをいたしまして、きのうの勸業の参考人の意見を聞いてみました。支店が必要であらう、こゝういふことを率直に聞いたところが、必要でございませうという答弁でした。ところが、今

度はそれを裏打ちします必要性は何であるかという、都市にはほしいということでありませう。地方ではないということですから、私は地方から資金を吸収して散布するといふ意味で、ほしいのかと思つたのです。ところが、どうも私が思つておつたところのその逆な答弁でありませう、実は意外であつたのであります。私もほむしろ大蔵省の行政指導をする面におきましては、たゞいま不動産担保金融といふものは一応閉塞した形になつておるが、やがて土地も正常なる方法によつて農業経営の零細化を防ぎ、かつ農業相統等の順調なる移りかかわりを認めるために、やはり不動産担保の金融が地方におきましては重点的になつて来ると思ひます。従いまして勸業銀行の支店等は、それ／＼の中都市に支店を設置いたしまして、その地方の預金を吸収すると同時に、これはあるいは残りませう商業銀行としてやるべきかもしれませう、とにかく御念的には地方に置いてもらひ、そして不動産担保金融をまかして、それとの取引関係においてさらに預金を集める。こゝういふようなことを行つてもらいたいと思つておりましたが、参考人の意見はそうではなく、都市に置きたいといふこと、あるいは重点産業とか、巨大産業とかいふようなものが中心になる。もちろん必然的にそうなるが、そうなる

と、何か御念的にはやはり地方の長期金融を相当まかなつてやる大蔵省として、地方の長期信用銀行といふような制度は認めたくない。普通銀行がその両方をやつたらいいじやないか、こゝういふような意見もほかに聞いた

こともあるのでありまして、これらの点につきましても、支店の問題はなかなか一朝一夕には片づくまいと思ふ。都市では確かに店舗が多過ぎるといふ非難もあることは知つております。また現実において無用な競争をしているとさえ考えられますので、それがために資金コストが上りまして、貸付金利も低金利政策へ移行し得ない悩みもあるわけですから、これらの点はもちろん行政上の判断で、十分やつてもらうことは必要であります、逆に新しく発足いたします勸業の長期信用銀行なり、あるいは残ります預金銀行なり、いづれにいたしまして、営業範囲拡大のために必要と認められる支店の設置を、はばむという気持があつてはまさにならぬと思ふ。この点だけははつきり局長から御答弁がいただけると思ふ。必要と認められ、弊害のなき程度において、残ります預金銀行として

の勸業銀行の支店を、都市にも認めて行くのだという方針をとる、こゝういふことだけははつきり御言明がいただけると思ひますが、その限度においてどうですか。

○河野(通)政府委員 今お尋ねの御趣旨の点は、私もはつきり必要の限度において認めて参りたいと思つております。実は私どもの途中で失礼いたしておりましたので、参考人の方の御意見は十分伺つておりましたが、おそれなく参考人の言われたのは、商業銀行として残る。勸業銀行と名前がなりませうか、どうなりますか、わかりませうが、その方の銀行が大都市に店を持ちたいといふことじやなかつたかと思ひます。長期信用銀行としてどういふ形でできますか。どこもまだ公式に伺つ

ておりませう。どういふ構想があるか存じませう、その場合におきまして、これらが大都市の大企業だけの産業資金をまかなつて、地方における産業資金を全然ないがしろにするといふことがあつてはならぬ。これは大企業だけではいけません。また中小企業に対しても十分なる産業資金、特に長期資金につきましても遺憾なきを期さなければならぬことは、今後の行政指導においても十分考へて参りたい。これがために必要な範囲において店舗の配置についても十分考慮はしております。

また店舗の配置が十分に行きません場合には、たび／＼申し上げております。よるな代理貸しという制度も十分活用して参りたい。これによりまして、中央銀行等を通して十分なる提携をいたした上で、地方の産業資金、ことに長期資金の供給にできるだけ遺憾のないように考へて参りたいと思ひます。はつきり申し上げておきます。

○官廳委員 続いで先ほど移りかかわりの実例的なことをお尋ねしましたが、これはそういうことが必然的に起つて来るであらう、そういう場合には十分考慮の余地がある、こゝういふ御答弁でありませうが、法律も通過しておらぬというま／＼言葉があつてのことでありまして、法律が通過するか、しないかわからぬほど御自信がない銀行局でもなからぬと思ふ。法律は通過すると思はれておるのに、こゝういふま／＼言葉であつて片づけられては困るのであります。そういう方法も一つの考え方として取入れる用意がある。このくらいは、これから取入れない事情ができれば、これは取入れないでいいが、これは行政の方がなか／＼幅が広いので



ありますから、説明の余地がある。しかし現在においてこれをうまく移行させようということになりますと、やはり普通銀行の免許を並列的に与えておいて債券を発行させ、そうしてこれを移行して長期信用銀行とする、こういう方法がやはり一つの考え方としてはよいこと、私はかたく信じておるのであります。私が事務屋として考えました場合、もしそういうことに認可を得なければならぬという法律があるならば、私はそれに対する認可の要件を具備いたしましたして、大蔵省といえどもそうだと納得せしむるだけの材料を持つて申請するくらいのことではできると思ふ。それでありましたから、こういう点は確定的には申されたいにしても、大いにひとつ尊重していただきたいと思ふのであります。と同時に、問題になりますのは実施期日の問題であります。四月一日としたというのが私どもの念願であります。しかしこれはあくまでも固的な意味を持つておるものではありません。それまでに準備がもつと早くできたならば、そのときに実行してもさしつかえない。しかし今の段階では、大蔵省が何らかの適当な措置をとらない限りは、どうも三月三十一日までには準備段階がむずかしいかろうと私どもは心配しております。そんなことはないかと仰せられるかもしれませんが、実情から見るとそうではなからうかと思ふ。そうかといつて、一年というのを一年一ぱい置くというよりも、よい趣旨の法律を遅らす意味で好ましい方法ではない。だから四月一日より早くない時期において実施するといふくらいのことはいたすべきである、こう考えまして、実は同僚

委員とも相談いたしましたして、附則第一項を修正いたそうとする用意を持つておるわけでありませう。しかしながらこれはあくまでも移りかわりが円滑に行きまして、早期に長期信用銀行なるもの発足ができれば、してやるべき問題ではないのであります。従いましてこの際大蔵当局としまして、実施期日については、一応目安として妥当であらうと考えられる昭和二十八年四月一日をめどといたしまして、それより準備が早くできて円滑に行くなら、いつやつてくれてもさしつかえない。今日そのことにこだわらなければありませぬが、無理をしてまでも四月一日より早くしない、こういうことをはつきり御言明いただいたならば、あるいはわれわれの修正しようという希望も、行政に信頼いたしまして、そのままに通すという場合もあるかと思ひますので、その点についてはひとつ責任のある御答弁をいただきたいのであります。

○河野(通)政府委員 第一点の施行までの間における切りかわりの措置につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、お示しのようなやり方は、一つの非常な有力な考え方と思ひます。先ほど法律も通つておらぬし申し上げましたのは、そういう意味で申し上げたのではないのであります。法律も通過いたしましたので、具体的にこの切りかわりの問題につきましては、当事者の自発的な意向、希望をできるだけ入れて参りたいと思つておるのであります。しかし自発的なお申出もまだ実は受けておるわけでもございませぬので、そういうふうなお申出がありました場合には、これは非常に円滑に切りかわりをやつて行くための一つの有力な考え方であること、先ほど申し上げた通りであります。そういうふうな観点から、具体的にそういうお申出がありました場合には、十分に好意的に考へて参りたい、かように考へております。

それから施行期日の問題であります。今お示しのように、私どもは無理をしてまでも早く施行して参りたいとは、毛頭考へておらぬのであります。円滑なる切りかわりの措置ができませんように、極力考へて参りたいと思ふのであります。無理をしてまでも四月一日以前に施行しようということとは毛頭考へておらませぬ。場合によりましては、あるいは準備がうまく行かない場合には四月一日といわず、あるいは五月になるかもしれない。その点については絶対に無理をいたしません。御趣旨の点は十分に尊重いたします。この点ははつきりここで申し上げることができると思ふのであります。

○宮澤委員 施行期日の点においては無理をしないということをお申されましたので、私はそれを信頼いたします。従いまして、委員長もこの場合において責任を持つてという、はなはだ押しつけがましいことではあります。責任を持たれまして、行政措置においてこの誓約に背反しないように、もし偽りを申した場合にはおきましては、委員会の権威にかけまして、必ずとがめ立てたいということの保証人になつてもいいと思います。長期信用銀行法に對しましては、相当長い時間私は質問をいたしておりますので、あと條文のことにつきましては質問は省略いたしまして、銀行局長の言明と申しますか、それに百分の九十九の信頼をいたしまして、質問を終ることにいたします。

○佐藤委員長 了承いたしました。次は深澤義守君。  
○深澤委員 長期信用銀行に関する法律案について、二、三の質疑をいたします。  
第四條第二項に、大蔵大臣は長期信用銀行を免許する場合において、その免許を申請した者の人的構成及び事業取支の見込み云々とあるのですが、少くとも制度として確立したときに、その人的な構成が大蔵省の免許の対象になるといふことについて、われわれは非常に了解に苦しむのであります。もちろん事業取支の見込みとか、経済金融の状況その他というものは了解できるものであります。その人的構成によつて免許するしないという問題が出て来ることについては、どうも了解に苦しむ。この法案に載せてあるこの人的構成を免許の根拠にした理由は、一体どこにあるのか伺ひます。  
○大月政府委員 現在普通銀行法におきまして、やはり銀行をつくり出す場合に、大蔵大臣の免許を受ける必要があることになっております。普通銀行法は昭和二年の立法でございます。当時の簡単などという趣旨から申しまして、免許をする要件が書いてありません。しかし現在御存じのように、一昨年以來地方銀行が今までに八行できております。その場合に免許に際しまして、一々審査をいたして行つておるわけでありませぬ。ここにございませぬように、人的構成あるいは事業取支の見込み、あるいはその地方においてそういう銀行が必

持つのでありますが、その点もう一べんお聞きしたいと思います。

○大月政府委員 何分にも銀行ということになりますと、一つは信用を受ける面がございまして、一つは信用を与える面がございまして、信用を受ける面から申しますと、銀行といたしましては主として債券を発行いたしまして、お金を集めることになります。その場合に、その銀行に信用がなければ、引受けてくれるかどうかからいって、引受けの問題が起つて来るわけでございます。単に計数的に、これだけの債券によつてこれだけの金が集まるといふ計数が出たといつても、ちよつと魚がおつても、つれるかどうかという問題と同じでございます。魚が食つてくれるようなえさをつけなければいけません、そういう意味におきまして、人的要素といふものは銀行において最も重要なものだと考へるのであります。これは信用銀行の問題だけではなくて、あらゆる金融行政のなかにあつておるか存するわけでありまして、それも個人の好き好きといふか、そういう意味ではございまして、客観的な社会的ないろ／＼な評価をもつて見るわけでございます。大蔵大臣と申しましても、一つの組織を持つておるわけでございますし、しかもその選定いたしました人物、免許いたしました人物といふものが、はたしてどういふ銀行の経営者として適當であるかどうかといふことは、社会的な評価を受けるべきものでございまして、そういう意味におきまして、この要素はやはり免許のときの第一の要件になるべきものだと考へております。

○深澤委員 もつと具体的にいつ込んで

でお伺いいたしますが、人間にもいろいろあるのであります。あなたは今地方の名望家と言われたが、名望家の中にも、非常に人格高潔で、すべての人が信頼し得るような人があつて、しかしそういう人の多くは金がないという人が多いのであります。ところが高利貸的な仕事をやつて、金はあるが、まことに人格的に悪辣な人間もあるわけでございます。一体的構成の判断をする場合において、どこに基準を求めるといふことが、私は相当問題になると思つておる。あなたの言ういわゆる地方の名望家といふものは、人格の点において結局は判断するの、それともその人の持つておる財産において判断するの、どこに基準があるのか、その点を伺いたい。

○大月政府委員 あらゆる要素を勘案して免許することになると思つておる。もちろん信用のある機関でございます。人格の低劣な人であつてはならないことは当然であります。社会的にどのくらいの評価を受けておられるかといふことも、やはり大蔵省といたしまして、もし地方の問題でございますれば財務局もございまして、財務部もございまして、直接お目にかかることもございまして、どなたでも御意見は聞けるわけでございます。もちろん資産の面につきましても、一つの信用機関といたしまして、全然資産を持つておらない方がはたして適當であるかどうか。もちろん資産だけが唯一の條件ではございせんので、資産のない方でも非常に経験なり技能なり学識なり、それに応じて金融の経営者として適當であるといふことならば、これもまた一つのことであると思つておる。

○大月政府委員 この法律に基きます命令は、第十九條にございまして手続だけでございます。運用上この法律が全部でございまして、従いましてもし省令で書くといつても、今申し上げましたように人格だとか、経験だとか、あるいは資産だとか、そういう抽象的なものを書く以外に何も書けないのではなからうか。従いまして別に省令を出すといふことは考へておるまい。

○深澤委員 その他の金融機関の免許の場合には、たとえば個人の財産二百万円以上云々という基準もあつたように、私は記憶するのであります。そういう基準を省令か何かで定めることになつてはならないでしょうか。

○大月政府委員 現在の金融関係の立法におきまして、資産の条件をつけておるものは全然ございません。

○深澤委員 先般私は銀行局長にお聞きしたのでありますが、さらに官廳委員も問題にされておるようでありまして、それは不動産を担保とする貸付をするといふことであります。不動産担保の問題には、必ず農地の担保といふ問題が起つて来るのであります。農村において担保にすべきものは、もう農地以外にないといふのが現状だと思つておる。先般銀行局長は、はなはだ明確でない答弁をされておつたのであります。その後大分日時も費されて

おりますので、当然農地の担保をどうするかという問題も、政府部内で話し合ひや何かできておると思つておる。どういふ措置を講ぜられるのか、その点を伺いたい。

○河野(通)政府委員 お尋ねの点は、この前も御質問があつてお答えいたしましたのでありますが、農地が担保力を持ちますことは、金融の便宜のためには非常に都合がよいといふことだけははつきり言えます。しかし農地に担保力をつけることがいか悪いかといふことは、農地制度全体の問題であります。従つてその程度については、まだ政府全体としての意向がきまつておらないように聞いております。従いまして先般も十分御満足に行かう御答弁ができたのでありますが、その後の経過におきまして、当時お答え申し上げましたところをまだ出ておりません。

この問題は、いづれそういう形であり農地の担保力が認められるということになつた場合には、この規定によりまして不動産担保といふことが十分に動いて参るわけでありまして、それを認めるか認めないかについては、ただ金融だけの問題ではなくして、農地制度あるいは農業政策全体の問題として考へられなければなりませんので、ただいまにおきまして、私から御答弁申し上げることはむづかしいと言わなければならぬのであります。

○深澤委員 その問題が解決しなければ、この長期信用銀行の長期貸出し資金というものは、結局農村には行かないという結論になると思つておる。従つて都市中心、大産業中心という結果にならざるを得ないのであります。いくら

あなたが農業方面を無視しない、中小企業も無視しないと言われても、結局結論としては大産業中心の長期資金になるというふうに考へられるのであります。長期信用銀行の設備資金その他長期運轉資金に關する貸付といふものは、大産業あるいは当面する電力関係の事業等をおもな目的として、この法案ができて来たのではないかと、う／＼あいにわれ／＼は考へるのであります。その点はどうか。

○河野(通)政府委員 その点もたびたび申し上げておるのであります。私どもは中小金融あるいは農業金融を、長期信用銀行の運用から締め出すつもりはございません。これらにつきましても、必要な長期資金の供給につきましても、十分に遺憾のないようにして参りたいと思つておる。お尋ねの農地が担保にならない場合には、長期信用銀行として、その方へ金が出せないのではないかと、お話しをしております。これは必ずしもそうはならないのであります。しかし一般論としては、やはり農地が担保になつた場合の方が、銀行としては金融しやすいといふことは、先ほど申し上げましたようにはつきりいたしておる。なおこれは問題の解決することの困難性とも関連いたしました。農村漁業資金金融特別会計あるいはこれによる資金融通法等によつて、あるいは預金部資金でありますとか、一般会計から、相当額の資金をこの方へ放出いたしておる。農地の改良、農業の振興のための必要な資金は、これによつても十分に並行してまかなわれて参つておるわけでありまして、もちろんこの点は、金額は十分でないといふおしかりはあるかと

思いますけれども、財政その他の観点から、できるだけその軽重の度合いに  
応じて、財政資金の配分をいたしてお  
るわけでありませう。これらの制度と相  
まつて農業に対する金融は進められて  
おる、かように御了承いただきたいと  
思います。

○深澤委員 銀行局長は農林漁業資金  
が農村へまわつておると言われるが、  
私はあの金では不十分だと思います。  
あの金は経営資金ではなくて、結局土  
地改良とか水路の設備であるとかい  
う設備に費される金です。現在農村で必  
要なのはやはり経営資金です。その経  
営資金が大きな問題なんです。かつて  
の昭和初年の農業恐慌のときに、ほと  
んどがその農地を担保として金融を受  
けて、あの恐慌を切り抜けるべく、農  
民が非常に努力をしたという例がある  
のです。最近における農村恐慌が非常  
に深刻になりつつあるということは、  
現実の問題であります。従つて農林漁  
業資金の方では、当面の要求する経営  
資金、普通の事業で言う運転資金の方  
へは全然まわつて来ない。そこでどう  
しても経営面の資金を要求しているの  
です。そういうものに長期信用銀行が  
十分役立ち得るものなら、われ／＼も  
あながちこれは全部反対ではないので  
あります。だん／＼聞いております  
と、農村の金融は農林漁業資金だ、農  
地が担保にできない限りは、結局この  
長期信用銀行というものは、あまり農  
村では役に立たないという結論になつて  
来ますので、どうもわれ／＼農村の出  
身者といひましても、そういう金融  
を欲しておりますがゆゑに、長期信用  
銀行もそういう方面の仕事をやつてく  
れば、という期待を持つておるので

ありますが、それができないとする  
と、どうしても都市集中、そして結  
局大産業中心の銀行になるという結論  
にならざるを得ないのであります。従  
つて農林漁業資金、農林漁業資金とお  
つしやるが、あれは結局設備にまわる  
のであり、決して農業経営の運転資金  
にはまわらないのである。その経営資  
金を一体どうするかというところが未解  
決の問題になつておるといふことであ  
りまして、結局そういう結論から、こ  
の長期信用銀行の業務の範囲にお  
いて、農林関係の経営資金を長期に貸  
し得るような道が必要ではないか、と  
いうぐあいに考へておるのであります  
が、そういう見地から長期信用銀行の  
運営という問題が、農村に縁のないも  
のになるといふ結論になると私は思つ  
ておるのであります。もう一べんこの  
点についてひとつ御説明願ひたい。

○河野(通)政府委員 農家の経営資金  
につきましても、運転資金と申しまし  
ても、固定的な運転資金あるいは短期  
の運転資金もござります。経営資金に  
つきましても、あるいは農業手形であ  
りますとかその他の制度及び一般の金  
融機関、あるいは農協、信連、その他  
の機関を通じて金融の道はつけられ  
ておる。ことに農業手形等は、御承知  
のように相当活発に利用されておるわ  
けであります。運転資金という意味に  
おきましても、なか／＼觀念がはつき  
りしない点があるのであります。長  
期信用銀行がこれを行います場合に  
は、長期の固定的な運転資金、平素繰  
りまわして参ります普通の運転資金で  
はなく、むしろ資本的な意味におけ  
る固定的な運転資金を考へておるわけ  
であります。今お話のような普通の経

営資金等につきましては、先ほど申し  
上げましたような農業手形の制度、そ  
の他一般の金融機関の制度をもつて、  
これをまかなつて行くというのが筋合  
いのものと思つております。もちろん  
この点も、先ほど来お話もありません  
ように、金額的に十分であるかどうか  
の点につきましては、いろいろ御意見  
もあるかと思ひますけれども、私ども  
はそういうルートでもつて、できるだけ  
農家の金融の道、ことに運転資金、  
短期運転資金の道をつけて参りたい、  
かように考へておる次第であります。

○佐藤委員長 次に委員長から政府当  
局に対して資料の要求をいたしておき  
ます。すなわち昭和二十七年年度国際収  
支見込み、第一に貿易収支、ドル圏、  
ポンド圏、オーブン・アカウント圏  
別、第二に貿易外収支、駐留軍関係、  
朝鮮特需関係、日米経済協力関係、東  
南亜開港関係、その他。第三に以上の  
合計。その資料の御提出をお願いいた  
します。  
次会は明後二十六日午後一時から開  
会することといたして、本日はこれに  
て散会いたします。  
午後零時三十七分散会